２０２７年度埼玉県の施策並びに
予算編成に対する重点要望・提案

２０２６年１０月１６日

日本共産党埼玉県委員会

日本共産党埼玉県議会議員団

埼玉県知事　大野　元裕　様

日本共産党埼玉県委員会　　委員長　　柴岡　祐真
日本共産党埼玉県議会議員団　団長　　城下　のり子

県民の命とくらしを守るため奮闘してこられた、知事をはじめ職員の皆様には心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

物価の上昇が県民を苦しめています。帝国データバンクによると今年値上げが行われた飲食料品の累計品目数は判明分だけで２万品目をこえました。２万品目をこえるのは２年連続です。これは中東情勢の悪化による原油やナフサの高騰に加え歴史的な円安が物価を押し上げているからです。大軍拡と大企業支援のための放漫財政で財政不安を拡大し、円売りを招いて物価上昇に拍車をかけてきた政府の責任は重大です。県はこのような悪政から、県民を守る防波堤の役割を果たさなければなりません。

７月２８日の熊本地震・８月１３日の千葉豪雨災害と重大な災害が相次いでいます。熊本地震では、一時避難所に多数の被災者が集中し、その環境の酷さが報道されました。災害から助かった命が避難生活の中で失われています。一時避難所の環境改善に全力をあげなければなりません。千葉豪雨では、冠水の恐ろしさや帰宅困難者問題が浮き彫りになりました。県道の排水対策の強化や冠水侵入防止の工夫が求められます。

伊豆潮風館、県民活動総合センター廃止の提言を受けて開かれた公聴会ではそれぞれ存続を求める声が相次ぎました。伊豆潮風館について参加者から「世界に誇れる施設。知事も泊まってほしい」など、県民活動総合センターの意見聴取会では「県活センターは地域の防災避難所のはず。風呂もありヘリの発着も可能。災害時に非常に重要」などの意見が出されました。改めてこれらの施設が県民の貴重な財産であることが明らかになっています。必要な整備を行いさらなる利活用を行うべきです。

以上のことから、来年度の予算編成にあたっては、「Ⅰ、異常な物価高騰から県民のいのちと生活、生業を守れ」「Ⅱ、災害対策の強化とともに気候危機対策を」「Ⅲ、県有施設の在り方は県民の願いに寄り添って」「Ⅳ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ」という章立てを行い、合計５８４項目の要望をまとめました。県として最大限の具体化を図るよう、強く要望するものです。**（太字は新規要望です）**

目次

Ⅰ、異常な物価高騰から県民のいのちと生活、生業を守れ

Ⅱ、災害対策の強化とともに気候危機対策を

Ⅲ、県有施設の在り方は県民の願いに寄り添って

Ⅳ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ

Ⅰ、異常な物価高騰から県民のいのちと生活、生業を守れ

１、物価高騰に見合った賃上げと中小企業支援について

①最低賃金時給１５００円以上に早急に引き上げるよう国に要望すること。

②岩手県等が行った中小企業の賃上げを支援する制度を埼玉でも創設すること。

③公契約条例をつくること。

④物価高騰が続き中小企業の経営がコロナまん延期のような危機に陥っている。コロナ蔓延期に実施された持続化給付金等を実施すること。

⑤中東情勢にともなう石油由来品の価格高騰への補助事業について、価格高騰が続く場合には引き続き実施すること。応募要件を緩和すること。

⑥物価高騰により倒産の危機に瀕している中小企業に対し、返済を免除する融資制度を創設すること。

⑦物価高騰等によって業績が悪化している事業者に対し返済の凍結や借り換えへの対応を積極的に進めること。

⑧全業種指定の無利子・無保証料の融資制度などを実施し、万全な資金繰りができるよう国に要請すること。

⑨県として制度の改善と拡充をすること。

⑩リフォーム助成制度について

・県として店舗リフォーム助成制度を創設すること。

・バリアフリー・太陽光発電設置などに限定しない幅広い住宅リフォーム助成制度をつくること。

２、水道料金・下水道負担金の引き下げについて

①一般会計からも繰り出しを行い、上下水道の基本料金をゼロにするため緊急に負担軽減を図ること。

②流域ごとの下水道の負担金の単価は差が３倍にもなっている。県は統一への計画を策定すること。

③下水道管路特別重点調査の結果、緊急度Ⅰとなったところの対策について、さらなる財政的支援を国に求めること。

３、教育等費への支援について

①小学校の学校給食費に対する５２００円の補助上限額を引き上げるよう国に要望すること。

②完全無償化を中学校すること。

③特別支援学校高等部、定時制高校にも広げること。

④県立高校の生徒に１人１台のタブレットを保護者負担なしで配備すること。

配備できないのであれば、補助制度を創設すること。タブレット貸し出しについて周知徹底すること。
⑤高校生への通学定期代の補助を行うこと。
⑥修学旅行費を無償化すること。

４、奨学金制度について
①国公立高等学校等奨学のための給付金制度について、対象を生活保護と非課税世帯から大幅に広げ、増額すること。
②貸与制の県高等学校等奨学金制度について、返済が困難になった方の返済減免制度対象者を「成績優秀者」「死亡者」から大幅に拡充すること。
③高校における教育費及び就学支援に関して
「入学料・授業料減免制度」「奨学のための給付金制度」などについて、生徒・保護者・教職員に周知し、必要な生徒が漏れなく制度を利用できるようにすること。
④大学・専門学校等に進学するための奨学金制度を創設すること。また国に対し大学や専門学校の学費半額とするよう強く求めること。

５、子どもの貧困対策を
①ひとり親家庭の実態について、調査し把握すること。物価高騰の中でひとり親家庭に食糧支援や特別給付を実施すること。
②生理用品について、各自治体とも連携して高校だけでなく、小中学校のトイレの継続的に配備すること。また学校以外の県の施設についても行うこと。配備するにあたっては個室に配備すること。
③中学生・高校生はもちろん、小学生のジュニアアスポートをさらに全県で拡充すること、とくに県の所管である町村部でジュニアアスポートを先行して拡充すること。
④ヤングケアラー支援を他の部署とも連携して行うこと。
⑤幼稚園・保育園の給食費を無償とすること。

６、生活保護について
①猛暑の今日、国が夏季加算を導入しない間、県として電気代の補助を実施すること。
②生活保護受給を促すポスターを作製し積極的に県民にアピールすること。
③生活保護の扶養照会は「扶養義務の履行が期待できない」場合は行わないと厚労省が通知で示していることを生活保護のしおりに明記すること。全福祉事務所が厚労省の通知にそった運用を実施できるように指導すること。

④自動車保有を認められた受給者の自動車利用を制限しないこと。
⑤市のケースワーカーを標準数通り充足するよう働きかけるとともに、女性のワーカーを増員すること。
⑥生活保護利用者の転居は原則「移管」として取り扱い、保護が断たれることのないよう徹底すること。移管先福祉事務所による不適切な拒否事例が起こらないようにすること。
⑦生活保護基準引き下げが違法とされた最高裁判所判決に従い、原告・非原告を問わず全額補償するよう国に求めること。

７、生活困窮者への支援
①自宅にエアコン等のない６５歳以上の高齢者のみの世帯、障害者、要介護度４以上の方がいる世帯、就学前の子どもがいる世帯にエアコン等冷房機器購入のための制度を創設すること。
②物価高騰で苦しむ生活困窮世帯（年収 250 万以下世帯）に電力・ガス・食料品等給付金支給を行うこと。
③２０２２年度に行った県の「生活困りごと相談会」を復活し、拡充すること。
④フードバンク団体が行っている食料品等の受け渡し実務、とくに一時保管と輸送に掛かる費用の支援を検討すること。
⑤物価高騰によってフードバンク団体の物資の確保が困難となっている。フードバンク団体への財政的支援を行うこと。
⑥無料低額診療について、生活困窮者や県内在住の外国人などへの周知を強めるとともに、医療事業者の負担となっている費用について、財政支援を行うよう国に要望すること。
⑦県税の支払猶予や減免を更に拡大すること。県ホームページのトップページに「税金の納税猶予・減免について」をのせること。
⑧社会福祉協議会における生活資金貸付制度について保証人要件の緩和と申込書類の簡略化を国に要望すること。

８、外国人の医療費について
①在留難民申請中であり仮放免中の外国人の医療費自己負担軽減を実施すること。
②外国人未払い医療費対策事業について
・補助対象を外来診療にも広げること。
・医療機関の未収金回収への支援とあわせ、**救急車で来院しなければならないなどの**補助要件を緩和すること。
・補助金の算定基準を見直し、拡充すること。

９、住宅支援について

①高齢世帯、高齢単身世帯などは、民間賃貸住宅であっても契約できないケースが相次ぎ、命にかかわる事態になっている。県営住宅は現在の戸数を２倍に増やしこのような住宅困窮者を受け入れること。

②セーフティーネット住宅を広げること。

③県営住宅の空き室を、メンテナンスの費用も増額し早期に県民に提供すること。住居を失った生活困窮者のシェルターとして利用できるようにすること。

④国の一時保護所・自立支援施設受け入れ促進モデル事業を使ってスマホ所持や通所が可能な居所のない女性を受け入れる施設を作ること。

⑤家賃低廉化支援事業を広げるために、都市部の市や町に働きかけること。

⑥無料低額宿泊所について

・入所者の人権を守るために実態把握と入居環境の改善を行うとこ。

・エアコン設置を義務化すること。

・入所ガイドラインは改善すること。

・無料低額宿泊所を転居する際の鍵の交換費用を支給すること。

⑦学生を含めた若年単身者への家賃補助制度を創設すること。

Ⅱ、災害対策の強化とともに気候危機対策を

第１、大規模災害から命とくらしを守り、一刻も早い生活再建を

１、埼玉県地域防災計画を作る防災会議の委員に性的マイノリティーや障害者の当事者、または有識者を加えること。

２、住宅耐震化の推進を
①県として住宅耐震助成制度を創設し、市町村を助成すること。
②８０年新耐震基準以降に建てられた住宅の、２０００年現行耐震基準へのリフォームに対しても助成すること。
③消防・救急の通路確保のための計画を点検し、罹災時に倒壊し、通路をふさぐ危険性のある建物を明らかにし、自治体や県による補強計画を作成すること。

３、危険な地域の開発規制を
①急傾斜地対策の予算を確保し、家屋などが立つ土砂災害特別警戒区域のように危険度の高い順に早急に対策すること。
②土砂災害特別警戒区域は開発を規制すること。
③国に対し、土砂の搬出、堆積に関して必要な規制を行うことができるよう法整備を求めると同時に、県として独自に規制条例を強化すること。
④市街化調整区域の市街化区域への編入などの際に、浸水想定を十分考慮すること。

４、頻発化激甚化する豪雨対策を急げ
①堤防強化、河道掘削、樹木伐採など河川改修、調節池や調整池・遊水池の整備、低地や公園等の遊水機能を高めるなど流域全体を対象にした治水対策のにとりくむこと。
＜具体的箇所について＞
〇川口市が管理する江川・前野宿川・辰井川は貯水池を設置し、水害・治水対策を進めてきたところであるが、埼玉県が管理する毛長川に合流することから市と連携をはかり、県としてさらに河川改修を強化し、川口地域の水害対策に取り組むこと。（川口）
〇東松山市内角川上流部の河川の中の樹木を除去すること。（東松山）
〇八条橋（中川）の架け替え工事は中川堤防のかさ上げに必要であることから早期着工すること。（八潮）
〇笹目川とその流域の排水機場のポンプを増強すること。（さいたま市）

〇古隅田川の拡幅工事を早急に行うこと。（さいたま市）
〇藤右衛門川改修計画における上谷沼治水緑地について、建設促進を含めて早期に完成させること。（さいたま市）
〇内水氾濫対策を強化するために、大落古利根川や中川の堤防内の土砂堆積をチェックし対策を講じること。八間堀の整備を東埼玉道路建設と一体に取り組むこと。（松伏）
〇所沢市下安松地区の柳瀬川左岸の急傾斜地「あかばっけ」にセンサーを設置すること。（所沢）
〇東川・柳瀬川の河川整備を行うこと。（所沢）
〇新河岸川左岸、川崎橋下流に大規模調節池の整備計画を具体化すること。（ふじみ野）
〇毛呂山町内を流れる大谷木川の陸橋下あたりの川の中の樹木を伐採すること。（毛呂山）
〇越辺川の土手が決壊し、岡本団地が床上浸水した。早急に対策を行うこと。（毛呂山）
〇飯盛川西谷１号橋下流右岸が８月 12 日の豪雨で崩壊した。早急に崩落への対応行うとともに飯盛川の改修を行うこと。（坂戸）
〇荒川の無堤地域だったところの堤防整備が行われているが豪雨の時代、整備を急ぐこと。（上尾）
〇中川の堤防内の木を伐採すること。（松伏）
②道路の浸水について
・アンダーパスについては排水対策を強化すること。
・市町村に対しポンプ整備のための補助制度を創設すること。
・松伏町水汲み団地、柿の実団地の住宅地（みずくみ団地、柿の実団地）から側溝・排水対策を支援すること。
・アンダーパスが浸水した際の侵入防止対策を強化すること。
③埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例について、貯留施設等の必要対策量を豪雨の時代にふさわしく見直すこと。
④ＪＲ川越線橋梁架け替え堤防のかさ上げを早期実施すること。

５、障害者・高齢者などの要配慮者への支援を
①障害者施設災害復旧のための国の補助金には４分の１の法人負担があるが、この法人負担をできる限り減らすよう県として力を尽くすこと。
②避難行動要支援者名簿、個別計画の作成について
・名簿・個別計画を作成するため自治会の強化を行うこと。
・すぐれた取り組みを広げること。

・名簿、個別避難計画作成にあたっては本人と家庭の状況を把握する福祉専門職が参加して実効性あるものにしてくよう支援すること。
③浸水想定区域に立地する社会福祉施設の避難計画について早急に策定するよう働きかけること。避難訓練も定期的に実施するよう支援すること。
④避難指示を障害者、施設に迅速に**市町村とも協力して**伝わるようにすること。
⑤福祉避難所への直接避難が可能となったが実際には具体化されていない。福祉避難所への直接避難できる実効性ある避難計画を作成するよう市町村を指導すること。

６、スマホなどを持っていない県民に防災関連情報が確実に届くよう、防災無線の個別受信機配布のため、市町村を県として支援すること。同時に防災無線に代わる情報伝達法（ＳＮＳ、個別電話等）についても市町村と連携して整備すること。

７、避難所の生活環境向上を
①高齢者、障害者、妊婦、乳幼児のいる家族のプライバシーが守られ尊厳ある避難生活が送れるよう市町村を指導すること。
②スフィア基準などを参考に指定避難所の最低基準を定めること。
③小中学校とりわけ県立学校の体育館、県民活動総合センターなどの県有施設の体育館のエアコンを早急に整備すること。
④県防災拠点における備蓄品として、段ボールベッド・間仕切り・簡易テントを至急増強すること。
⑤防災備蓄についてジェンダーの視点から見直しをすること。テント生理用品・おりものシート、尿漏れパットやプライバシーを確保したトイレの備蓄増などはかること。
⑥防災時に備え、全県にトイレカーの配備を強化すること。
⑦キッチン化―関連団体と協定を結び、発災後４８時間以内に避難所で食事提供を開始すること。
⑧ペットの同伴避難についての先行事例を調査すること。
⑨大規模災害時の長期停電に備え、発電施設とその燃料の備蓄施設の整備をすること。

８、避難所の指定について
市町村から福祉避難所に県立特別支援学校を指定したい、県立学校を避難所に指定したい要望があった場合、学校との橋渡しを行うこと。

９、発災後１０日以内の木造応急仮設住宅建設のために
①災害協定を結んでいる全木協と相談し、「家族用」「２人用」「単身世帯用」応急仮設住宅のモデルをあらかじめ作って、全木協参加の工務店・建設会社と共有すること。
②木造仮設について必要な戸数を決定し、それに必要な資材を県内の建築資材メーカーに発注し、県内数か所に分散して備蓄しておくこと。また、罹災時に資材を運搬する事業者もあらかじめ決定しておくこと。
③基本モデルの建築を県内の建設労働者によびかけ、研修という形で公共工事の設計労務単価相当の日当も支払い参加してもらうこと。あわせて災害発生時にすばやく従事してもらうために、名簿登録を行うこと。また、年間数千円程度の手当の支給もすること。

１０、被災者の生活再建のために
①発災前後のいち早い災害救助法適用のために、同法施行令第１条第 1 項第 4 号規定を積極的に活用すること。激甚災害指定についても積極的に国に求めること。
②災害救助法に基づく住宅応急修理制度について、損壊した住宅を被災者が発災直後に修理をした場合も適用されるよう、災害救助法の適用は、発災時に遡及すること。
③災害時、小さな自治体は職員数も少なく、多数の事務連絡・通知が届く中で混乱を極める。住民にいち早く支援のメニューを周知できるように、支援マニュアルや県職員の応援派遣で支援すること。
④被害認定を機械的に行わず、「住宅が住めなくなったら全壊とする」など住宅の実情に沿った柔軟な対応をすること。
⑤被災事業者や被災農業者への支援制度について、制度の周知や実施事務を急ぐとともに、被災者にわかりやすい相談窓口を設置すること。
⑥埼玉県・市町村被災者安心支援制度について
・埼玉県・市町村生活再建支援金ついて、床下浸水被害世帯も対象とするなど、制度を拡充すること。
・現在全壊世帯等は最高 300 万となっているが、これでは生活再建は果たせない。支給額を拡充すること。
・見舞金を支払うこと。
・わかりやすい説明資料をつくること。

１１、災害に備え、職員体制の強化を
①危機管理防災部職員と県土整備事務所職員の増員を図ること。

②県防災担当者の女性比率を向上させること。県災害対策本部に女性を増やすこと。

第２、気候危機対策はまったなし

１、県有施設の再生可能エネルギー推進
①県営住宅や県立学校などの県有施設において、太陽光発電、小水力発電、地中熱発電等を推進すること。
②中川水循環センターの下水汚泥発電など、上下水道での発電を研究・検証をし、他の施設にも広げること。

２、市民発電への助成を復活・拡充すること。蓄電池、個人住宅への太陽光発電施設への助成を拡充すること。

３、長野県で行っているグループパワーチョイスを研究すること。

４、長野県にならい、優良な小規模再生可能エネルギー事業へ資金を融資し、自然災害などで失敗した時には、返済を免除する収益納付型補助金制度を創設すること。

５、木材利用の拡大は脱炭素社会の実現に資する。公共建築物の木材利用促進や民間での利用促進を関係機関と協力して行うこと。

６、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）を推進するため助成制度を創設すること。その際農地転用などの認可手続きを簡略化すること。

７、建物の断熱化について
①県立学校、県営住宅などの県有施設の断熱化を進めること。
②住宅の断熱化を推進するための補助金を創設すること。
③今年７月に終了した住宅の窓断熱リフォーム支援事業を再び実施し、さらに拡充すること。

８、省エネ家電に買い替える際の補助制度を検討すること。

Ⅲ、県有施設の在り方は県民の願いに寄り添って

１、廃止が検討されている県有施設について

①図書館のセンター的役割を果たすために久喜・**熊谷図書館**は現在のまま残すこと。

②県民活動総合センターは廃止することなく、体育館へのエアコン設置などでさらなるサービス拡充を行い発展させること。

③バリアフリー化されて障害者・高齢者が利用しやすい伊豆潮風館を廃止せず、エアコン等の整備を行うなどさらなる利活用を進めること。

④車いすユーザーにとって必要不可欠な交通手段である、リフト付きバスおおぞら号を**復活させること。**

⑤埼玉県長瀞射撃場を廃止しないこと。バリアフリー化や空調設備の設置、電子標的の導入などさらに発展させること。

⑥スポーツ総合センターについて

・宿泊施設を存続させること。

・体育館、武道館に空調を設置するこｔ。

２、新しい県有施設の検討について

①県民に新たな負担をかけないために県庁舎は現在地での建て替えを行うこと。

②北部拠点施設について極力予算をかけないこと。農林部の移転を行わないこと。熊谷市役所が入る場合には市の要望をよく聞くこと。市民の利用に便利な低層階に入れること。

③上尾市に建設予定のスポーツ科学拠点について、「今ある緑を残してほしい」「市民が使えるプールを設置してほしい」など、市民の要望を受け入れた計画とすること。

④埼玉県屋内５０ｍ水泳場について、利用料金もこれまでと同様に低廉に使用できるようすること。

Ⅳ、県民の願い実現・県民の生活を支える県政へ

【企画財政部関係】

１、埼玉県内の自衛隊基地・米軍基地について

①早朝・深夜・休日ならびに学校等における重要行事日の飛行中止を国に求めること。

②オスプレイについて

・飛行中止、撤去を国に求めること。

・8 月 10 日の横田基地所属のＣＶ22 オスプレイが宇都宮基地へ「予防着陸」した問題で、埼玉県上空も飛行した。国に対し、埼玉県に説明がなかったことについて抗議すること。

・米軍横田基地におけるオスプレイの飛行情報などを、県としても監視・調査を実施すること。

③防衛医科大学校における「外傷・熱傷・事態対処医療センター」の概要や新病棟建設について国に説明を求めること。

④自衛隊入間病院について市民の外来診療や夜間救急受け入れを国に求めること。

⑤米軍所沢通信基地内への米軍横田基地から出土した土砂の堆積について、撤去するよう国に求めること。

⑥基地「強靭化」の動きについて、県内の自衛隊基地の情報把握に努めること。

⑦陸上自衛隊大宮駐屯地内の化学学校での毒ガスの生産・研究について情報収集するとともに、さいたま市とともに事故発生時の対応に万全を期すこと。

⑧土地利用規制法について、県内自衛隊施設、米軍基地全てが、区域指定された。県として住民に説明するとともに、県民のプライバシーなどに関わる情報を国に提供しないこと。同法廃止を国に求めること。

２、安全・安心の鉄道・駅整備のために

①地下鉄 7 号線延伸事業をやめること。

②駅の無人化は障害者の外出権をないがしろにするものである。**しかし今年からは新宿線　入曽駅が駅係員の遠隔対応駅となるなど無人化が広がっている。**各鉄道事業者に駅員配置を強く働きかけること。

③ＪＲ東日本は 2027 年から京浜東北・根岸線　大宮駅～南浦和駅間のワンマン運転を計画している。実施しないよう強く働きかけること。

④駅のバリアフリー化とホームドア設置を進めるため、補助金の増額を国に求めること。県としても増額すること。

⑤駅のエスカレーター、エレベーターの維持費用について事業者に補助する制

度を創設すること。

３、地方バス路線、地域公共交通の運行維持・発展のために
①地域公共交通ＤＸ・コンパクト＋ネットワーク促進事業予算枠を拡大すること。
②デマンドタクシーの運行を早期に実施できるよう県して支援を行うこと。
③地方バス路線、維持・管理・運営に対しての補助も拡充していくこと。

４、参政権の権利行使の支援について
①医療機関、高齢者施設、障害者施設等での投票の機会を確保するため、施設側への働きかけを強めること。
②投票所が遠い地域がある市町村について、投票所を増やすための人的支援やバスを出すための財政的支援を行うこと。

５、自治会館改修や新築等を支援するための補助を拡充すること。

６、一般旅券発給手数料について、書面申請の手数料についてオンライン申請の手数料と同じにすること。

【総務部関係】

１、職員について

①全国一少ない職員数を増員し、災害や感染症パンデミックに備えられる人員体制を整備すること。その際正規職員の割合を増やすこと。

②時間外労働が１００時間を超える職員を早急にゼロにすること。

③職員のサービス残業根絶のために、職場の実態と職員の声を聞いて改善をすすめること。

④県採用の会計年度任用職員の時給を 1500 円に引き上げること。

⑤県からの市町村への職員派遣については市町村の求めに応じて支援すること。職員研修についても相互の職員交流の場などを持つこと。

⑥職員のセクハラ・パワハラについて実態調査を定期的に行うこと。

⑦職員のセクハラ被害について、調査期間中に相談者が不利益を被ることがないよう希望があれば部署異動などの対応を取ること。

⑧土木職はもちろん欠員の多い職種に対し、修学資金貸付制度を創設すること。

２、税徴収について

①納税者から納付困難の申し出があったときは納税緩和制度の説明を懇切、ていねいに行い、積極的に活用できるようにすること。

②「徴収の猶予」申請は納税者の権利であり速やかに受理し、申請に当たっては国税庁の通達「納税の猶予等の取扱要領」に基づき処理を行うこと。

③換価の猶予の申請書類について、県民が申請書を求めた場合、渡すこと。

④滞納処分にあたっては、憲法・税法・国税庁通達などの法令等を遵守したガイドラインを作成すること。鳥取県児童手当の差し押さえ訴訟の判決を十分に尊重し、滞納整理にあたること。

⑤市町村の税務職員を対象とした研修会には、国税長官通達の「税務運営方針」を盛り込み、賦課徴収に関して「国税徴収法精解」の内容を取り入れ、「取り立て」に偏重した徴収業務にならないようにすること。

⑥市町村が分割納付の際に法的根拠のない「納税誓約書」を強要しないよう指導すること。また、それを盾にした徴収をやめること。

３、県民コメントは、方針を決定する前に公表すること。

４、私学助成について

①私立小・中学校・高等学校および通信制私立高校における学校運営費助成の増額を行うこと。

②春に学費補助を受け取れるようにすること。

③私立小・中学校の生徒１人あたりの運営費補助を国基準にすること。
④家計急変世帯以外にも、私立小・中学校に通う子どもがいる世帯に直接助成する制度を創設すること。
⑤外国籍で国の高校授業料無償化制度の対象外となる生徒について、授業料を無償化すること。
⑥現在不支給となっている埼玉朝鮮初中級学校への助成を支給すること。

【会計管理者】
県立施設のあらゆる手続きにおいて、窓口における現金払いを廃止しないこと。

【県民生活部関係】

１、来年は憲法施行 80 年をむかえる。「憲法をくらしに生かそう」の垂れ幕と県主催の憲法記念行事を復活するとともに、埼玉県発行の「日本国憲法」の冊子を広く県民に普及すること。

２、多文化共生社会の実現へ

①ヘイトスピーチ禁止条例をつくること。

②県国際交流協会の人的体制強化を図り、常駐相談員の拡充日本語教室支援拡充、通訳翻訳者の育成の実施など、事業を発展させること。

③生き生き埼玉と国際交流協会の統合しないこと。

④外国籍の子どもを支援する部局横断の横断連携チームを作ること。

⑤市町村などに独自に多文化キッズコーディネーターを配置できるよう、財政支援を行うこと。

３、平和資料館について

①埼玉県平和資料館の展示内容を充実させること。

②学芸員や職員を増やすこと。特にピースキャラバン（出前授業）を増やすために担当職員を増やすこと。司書を置くこと。

③指定管理者制度をあらため、埼玉県の直営に戻すこと。

④展示内容について県民各層の意見が反映できる運営協議会制度を復活させること。

４、猛暑で子どもたちが外で体を動かす機会が減っている。気温を気にすることなく体を動かせる屋内施設を県として整備すること。

５、香害など化学物質過敏症で苦しむ方たちへ医療支援の確立とあわせ、原因物質解明・メーカーへの規制強化を国に求めること。県としてもポスター掲示等による啓発を進めること。県職員が柔軟剤等、香害となるものの使用を控えるよう促すこと

６、ジェンダー平等社会へ

①男女の賃金格差はジェンダー平等にとって要の課題である。県として男女賃金格差の実態把握を進めること。

②男女共同参画基本計画策定の年。策定にあたっては県民の声をよく聞くこと。

③来年度の県職員の人事において、女性職員の幹部への大幅登用を進めること。中でも、副知事や部長級職員の女性登用をすすめること。

④男女共同参画センター「With You さいたま」の相談員を増やし、正規化をすすめること。さいたま新都心駅に目立つ看板を設置すること。
⑤女性相談員は正規職員として採用すること。

７、性暴力やＤＶの被害者支援について
①性暴力被害者支援について
・性暴力被害者の支援のために病院拠点型ワンストップ支援センターを設置すること。
・拠点病院ごとにセンターを設置すること。
・被害者によりそった支援を実施するために、夜間も含め24時間３６５日、アイリスホットラインの職員、あるいは拠点病院の職員が同行支援すること。
・アイリスホットラインのさらなる周知に努めること。
・ＳＡＮＥ（性暴力被害者支援看護職）の養成を引き続き行い、24時間365日ＳＡＮＥが対応できるようにすること。
②ＤＶについて
・各市町村に配偶者暴力相談センターを設置すること。
・婦人相談センターの一時保護所を複数設置すること。
・相談窓口のさらなる周知に努めること。
・ＤＶを受けた母子のための心理教育プラグラム「びーらぶ」について事業を縮小することなく、発展されること。

８、困難な問題を抱える女性への支援にについて
①若年被害女性等支援事業を開始すること。
②困難な問題を抱える女性支援事業費の予算をしっかり確保し事業をさらに充実させること。
③困難な問題を抱える女性支援事業等への申請書類は簡素化すること。
④４カ所ある婦人相談センター連携の民間シェルターへの財政的支援を拡充し、大幅に増設することなどすすめ、少女たちを受け入れること。

９、性の多様性尊重のために
①県として同姓パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入をすること。
②病院での手術同意や情報提供が家族以外でも可能となるよう、引き続き医師会へ働きかけること。
③同性パートナー同士で入居できるよう引き続き不動産業界への働きかけを行うこと。
④県ホームページについて、ＬＧＢＴＱ向けのポータルサイトで分かりやすく

案内すること。
⑤県性の多様性社会づくり条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットを作成すること。このパンフレットを、民間企業に広範に配布し、学校の児童生徒、とりわけ県立学校生徒に配布すること。

１０、消費生活に関わって
①消費者相談の電話対応をボイスボットで行うことをやめること。
②県川越センターと春日部センターを復活させること。
③相談員を正規職として身分保障と定数確保を行うこと。
④消費生活相談員の給与引き上げや手当をつけるなどを行い処遇改善すること。
⑤消費者大会への助成を復活すること。

【環境部関係】

１、太陽光発電施設の適正な設置を進めるための法整備を国に求めるとともに県としても条例を制定すること。

２、プラスチックの削減について
① 事業者及び県民への啓発をさらに行うこと。
②行政・事業者・消費者の取り組みが進展しているが、自治体の費用が増大するため、全国の自治体の中には分別収集を取りやめ可燃ごみに戻すところがある。時代に逆行することがないよう、県内自治体の動向を把握し、国からの財政支援を要望すること。

３、県環境整備センターの浸出水についてビスフェノールＡの調査を行うこと。

４、高濃度のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡの検出について
①国及び関係自治体と連携して、原因を究明し汚染源を特定すること。
②汚染拡大防止のため、河川や地下水のＰＦＯＳ・ＰＦＯＡを除去すること。
③不老川や久保川流域の地下水（井戸）について継続的に調査を行うこと。
④水質調査や血液中の検査を希望する市民への補助を行うこと。
⑤健康への影響及び環境に関する評価手法を明確にして、県民に分かりやすく示すこと。これらの調査・対処に必要な予算確保を行うこと。
⑥国と連携して、関係自治体へ、予算措置を含めた支援を行うこと。

５、河川の環境保全について
・大場川の堤防内に産業廃棄物などの不法投棄がたびたび行われている。対策を強めること。

６、福島県内除去土がさいたま市中央区の合同庁舎花壇に持ち込まれた問題で、住民説明会を開くよう国に要望すること。説明会を開くまでは除染土撤去すること。

７、横田エリアを広げ、測定器を増やすよう国に求めること。

８、「埼玉県民間建築物アスベスト対策事業」について、レベル２とレベル３（吹付アスベスト以外）と一般住宅も対象とすること。

９、県特定再生資源屋外保管業の規制について

①事業者に対し、常時監視や立ち入り調査をさらに強化すること。
②安全ガイドラインの策定すること。
③消防、警察などの関係機関と連携して指導やパトロールを実施すること。

【危機管理防災部】
１、消防広域化について地元の声を尊重し、強行に進めないこと。

２、防災ヘリの有料化はやめること。

【福祉部関係】

１、高齢者への支援について

①訪問介護について

・訪問介護事業所の介護報酬引き上げを行うよう国に要望すること。

・報酬改定が行われるまで事業所への支援を県で行うこと。

・ヘルパーが家庭を訪問する際のガソリン代を補助すること。

・複数が訪問介護を行った際の経費の補助について補助額を増額すること

・無資格者同行でも補助対象とすること、申請の簡素化を図ること。

②介護現場で働く労働者の処遇改善について

・処遇改善を行うための補助を県独自で実施すること。

・介護報酬の処遇改善加算の改定が行われたが依然として他産業との差がある。さらなる処遇改善加算の改定を行うよう国に求めること。

③さいたま介護ネット、研修受講料の一部を補助する制度、**介護職員奨学金等返済支援事業費補助金**など県の職員確保施策を積極的に周知すること。

④介護施設に対し、光熱費上昇分の補助を引き続き実施すること。

⑤介護保険について

・「介護保険利用料２割負担の対象拡大」、「ケアプラン有料化」の改悪を行いよう国に要望すること。

・中山間・人口減少地域に「特定地域サービス」創設による保険給付を外しは撤回するよう国に求めること。

・介護保険料引き下げのために公費投入を国に要望すること。

・県として財政的支援を行うこと。

・介護保険のサービス利用料について減免している市町村を支援すること。

⑥高齢者・障害者の移動についてシルバーパスの導入など経済的負担を軽減する制度を創設すること。

⑦加齢性難聴者への支援について

・医師が補聴器の使用が必要と認定した加齢性難聴者に対し、補聴器購入の助成制度を創設すること。

・言語聴覚士によるきこえの相談事業を市町村に広げること。

・補聴援助システムを県庁や議事堂、出先機関、県有施設等に広げること

２、障害児者について

①各市町村に６５歳になったことを理由にして、強制的な支援の変更を行わないように指導すること。

②社会福祉施設整備について、埼玉県は施設整備が遅れており、国に対し整備枠の拡大をつよく要望すること。国に採択されなかった事業については、県単

助成を行うこと。
③障害者入所施設について、１２００人をこえる待機者解消のために整備計画を作成し整備すること。入所施設整備について障害者団体や法人との協議検討の場をもうけること。グループホームを拡充すること。
④県として公立の単独短期入所施設を緊急整備計画を立てて早急に開設すること。とくに医療的ケアや高度行動障害児者が利用しやすい施設を整備すること。
⑤地域活動支援センターに対する県単補助を堅持し、拡充すること。
⑥福祉タクシーについて市町村格差を是正するために、県として助成すること。
⑦福祉タクシー事業者に対し、燃料購入費の助成制度を復活させること。
⑧放課後デイサービス事業について、営利目的の法人参入もあるので、県として実態を把握すること。

３、生活サポート事業について
①利用時間の拡充を行うこと。
②**事業を行っている事業者に対し**補助金の増額を行うこと。

４、県立リハビリテーションセンターについて
①補装具判定が３～４か月かかっているが、判定作業、特に事務作業を急ぐこと。県リハビリテーションセンターの出張回数を増やすこと。
②独法化しないこと。また医師確保に努めること。
③各障害の重度化防止の治療をすすめること。
④車いす生活者の内臓疾患の関係や関節の痛みの異常など肢体障害者の二次障害などに関わる研究機関を設置し、予防できるリハビリの方法などを助言すること。

５、医療的ケア児者等にかかわって
①医療的ケア児地域支援センターについて
・「者」も対象として、医療的ケア児者支援センターとすること。
・センターをさらに増設すること。
②医療的ケア児者の実数や状況を市町村と協力して定期的に把握すること。
③医療的ケア児者の入院中の見守りを家族以外のヘルパーが行えるよう国に要望すること。
④ゼロ歳からあずかる医療型短期入所施設を増やすこと。嵐山郷でゼロ歳から受け入れること。また希望者の受け入れができるよう短期入所を拡大すること。医療的ケア児コーディネーターの積極的育成を。
⑤医療的ケア児への就学支援、日常生活用具への補助拡大とレスパイトケア施

設等の看護師や人件費補助を拡大すること。
⑥医療的ケア児が 18 歳になると短期入所施設の利用を断られるなどの事態が発生している。切れ目のない支援が実施できるようにすること。

６、保育所の拡充のために
①県単の加算について
・障害児加算を復活させること。
・障害児１名に対して１名の職員配置とすること。
・乳幼児の発達障害の診断ができる医療機関を県内各地に整備または指定すること。
・障害認定については県指定の医師又は巡回相談員、保健師による判断も対象とし、入所月からを補助対象とすること。
・1 歳児担当保育士雇用費についてはＩＣＴ化という補助要件は撤廃すること。
・0 歳児は 2 対 1 で保育士を配置できるよう、0 歳児担当保育士雇用事業を創設すること。
②乳児途中入所促進事業について
・年度当初からの受け入れ態勢を整備し、保育士を配置している施設に対して補助対象とすること。
・補助対象期間を９月まで延長し、補助上限を設けないこと。
・対象人数の算定において、前年との差ではなく定員数に対応する保育士を配置している場合はその定員数を対象とすること。
③アレルギー対応調理員を配置するため、アレルギー等対応特別給食提供事業補助を復活させること。
④保育士確保策について
・保護者の就労を支えるために、保育士を確保し、保育所を増やすこと。
・近隣の保育士養成校に足も運んで保育士を獲得に全力をつくすこと。
・保育士の奨学金返済を支援する制度を拡充すること。
・保育所の質向上のためにも、保育士確保のためにも、早急に職員給与を引き上げ、処遇改善をはかること。
⑤公定価格について
・国に対して公定価格の引き上げを求めること。
・東京との格差を解消すること。
・改善までの間、県が単独で処遇改善を行うこと。
⑥公立保育園の統廃合や民間委託については地域住民の意見をよく聞き、尊重するよう市町村を指導すること。
⑦病児保育所を増やしていくために県として補助金を増額すること。

⑧事務職員および看護師、栄養士を正規雇用できるよう県単独補助制度を創設すること。

７、放課後児童クラブの拡充のために
①大規模解消をさらにすすめるために、埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金―放課後こども環境整備事業費のかさ上げを、国の施策として実現するまで継続すること。
②放課後児童支援員等の不足解消と定着を図るために国の放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の活用を市町村に働きかけること。
③支援員の人件費・運営費に対しての県単独補助を継続すること。
④こども性暴力防止法施行にあたり、制度の対象となるための国の認定取得を支援する専門家と運営事業者をつなぐ仕組みを創設するなど、認定取得にむけて具体的支援を行うこと。
⑤子どもへの性暴力を防止していくため、早期把握、相談、調査、保護・支援、研修、犯罪事実の確認など、実際の運用について自治体がしっかり支援すること。

８、児童虐待対策について
①児童相談所を増設すること。特に 20 万都市春日部市に児童相談所を設置すること。一時保護所の増設を図り（川越児相など）人権に配慮し質の向上を図ること。
②児童福祉司などの欠員を早期に補充すること。児童福祉司の手当増額で処遇を改善すること。
③通報から 48 時間以内の児童安否確認の民間委託を中止し、職員自身で行うこと。
④こども家庭センターの設置は市町村の努力義務だが、県としてガイドラインなどを示し、設置を市町村に働きかけること。設置する市町村に対し、人材確保などを県として支援すること。
⑤子どもアドボケイトの養成と派遣を行うこと。
⑥支援対象児童等見守り強化事業を、県からも市町村への補助を行い全県にひろげること。
⑦児童養護施設職員を確保するため、施設が行う処遇改善を支援すること。
⑧児童自立支援施設の受け入れ人数と受け入れ年齢を拡大すること。
⑨親への支援を含めた親子関係再構築支援への取組を強化すること。

９、高次脳機能障害について

①住民に身近な市町村窓口がしっかり相談にのれるよう支援を強化すること。

②高次脳機能障害支援センターの周知に努めること。

③切れ目のない支援体制の構築にむけて、当事者や家族が積極的に関われるようにすること。

【保健医療部関係】

１、医療体制整備について

①診療報酬の改定が行われたが物価高騰に見合っていない。診療報酬のさらなる期中改定を行うよう国に要望すること。

②東京都の「地域医療確保に係る緊急・臨時支援事業支援金」と同様の支援を埼玉県でも実施すること。

③厚労省が７月に出した「新・地域医療構想策定ガイドラン」では２０４０年にむけ高度急性期・急性期病床を 28.6 万床削減する見通しを示した。国にガイドラインの見直しを求めること。埼玉県として病床削減を行わないこと。

④公立病院の経営を支えるため財政的支援の抜本的拡充を行うこと。特に24時間救急など不採算部門を担っている医療機関に対し、特別の支援制度をつくること。国にも働きかけること。

⑤すべての医療従事者の処遇改善を行うための支援を実施すること。

⑥人口１０万人あたりの看護師数が全国最下位の本県で看護師を確保していくために、経営が厳しい看護学校への補助を拡充すること。

２、医師不足解消のために

①県立循環器呼吸器病センターを付属病院とする、県立大学に医学部を創設を認めるよう国に求めること。

②県立病院機構から県内の医師不足に悩む医療機関へ積極的に医師派遣を行うこと。

③医師確保のために医学生奨学金の対象人数を拡充すると同時に、臨床研修医と後期研修医の研修資金貸与制度拡充を行うこと。

３、県立病院について

①小児救急医療体制の拡充を図ること。

②県立循環器呼吸器病センターの医師確保をすすめ、定員を充足したうえで救急受け入れを増やし、総合病院をめざすこと。

③県立小児医療センターについて　駐車場入庫までの時間短縮　スムーズに外来予約できるようにすること。

④県立循環器・呼吸器病センターについて　成人先天性心疾患患者の専門医配置をすること。

４、子ども・ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度等について

①子ども医療費助成制度について

・対象年齢を高校卒業前まで、拡大すること。

・子ども医療費助成制度の所得制限や一部負担やめること。
・さいたま市への補助を復活させること。
②重度心身障害者医療費助成制度について
・対象となる医療費について他の障害と同等の制度にすること。
・重度心身障害者医療費助成制度の所得制限を撤廃すること。
・６５歳以上で障害を負った人も対象とすること。
③ひとり親・重度心身障害者医療費助成制度についても現物給付とすること。

５、高次脳機能障害者の支援のために
高次脳機能障害の診断を行える専門医療機関を増やすこと。

６、国民健康保険について
①国保への国費１兆円の投入で、均等割を廃止するよう国に求めること。
②県第３期国保運営方針の「令和１２年度までの保険税水準の完全統一」「法定外繰り入れ解消」を撤回すること。
③国保法４４条一部負担金減免、７７条国保税減免の拡充と周知を行うこと。
④減免制度について、進んだ市町村の制度に統一すること。
⑤一般会計繰り入れ解消を市町村に押し付けないこと。
⑥県の基金と一般会計からの繰り入れで、国保税を引き下げ、被保険者の負担を軽減すること。
⑦特定健診・特定保健指導への取り組みに対する国保組合への補助金を増額すること。
⑧子どもの均等割を廃止すること。
⑨子ども子育て支援金の国保税への上乗せをやめるよう国に求めること。

７、後期高齢者医療制度について
①保険料の抑制のために県から財政支援を行うこと、また県後期高齢者医療財政安定化基金を活用すること。
②健康増進事業のメニューを拡充し、補聴器購入や聴覚健診を対象とすること。
③子ども子育て支援金の上乗せをやめるよう国に要望すること。

８、マイナ保険証について
①マイナンバーカードは任意であり、マイナ保険証の押し付けは許されない。保険証を復活させるよう国に求めること。
②マイナ保険証は解除できることを引きつづき周知徹底すること。
③保険証の復活まですべての国保加入者・**後期高齢者**に対し、「資格確認書」

を送付すること。

９、保健所体制整備
感染拡大の度、保健所がひっ迫してきた。他部署からの応援には限界がある。
①保健所の正規・常勤職員のさらなる増員、施設・設備の拡充など、保健所の抜本的な体制強化に本格的にとり組み、公衆衛生活動に日常的に取り組めるようにすること。
②23 保健所と４支所を県の責任で復活させること。とくに管内人口の多い朝霞保健所の分割を急ぐこと。
③保健所を市で設置する場合、十分な財政的・人的支援を行うこと。
④中核市の保健所について　当該市の要望に十分こたえ人的派遣など最大限支援すること。
⑤中核市・政令市の保健所との人事交流・研修を強化すること。
⑥保健所機能を拡充し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めること。

１０、コロナ後遺症への支援について
①新型コロナ関連の後遺症と考えられる患者の病態、患者数の実態は把握すること。
②コロナ後遺症等の治療法の研究推進、コロナ後遺症等の診療を行う医療機関に診療報酬の加算、適切に診療できる医師を養成する研修プログラム作成、病態に応じた適切なリハビリができる人材育成、コロナ後遺症を難病として位置づけることを国に要望すること。

１１、若年女性の妊娠・中絶支援について
①にんしんＳＯＳ事業をさらに「居場所事業」「研修・啓発」などに拡充できるよう支援を強化すること
②困窮妊娠女性が安心して妊婦健診を受けられるよう東京都にならい「保健指導票」を発行すること。
③児童養護施設の児童が妊娠した場合、出産・中絶に関わる費用を確保すること。

１２、旧優生保護法に関わって
①旧優生保護法にもとづく優生手術や人口妊娠中絶手術を強制された方へ謝罪をすること。
②実態を調査すること。

③被害者掘り起こしのために当事者団体や関係団体、弁護士会などによる協議の場を設けること。

１３、難病指定について難病指定を増やすこと。特にシェーグレン症候群を難病に認定すること。

１４、アピアランスケア用品の購入補助を県として行うこと。

【産業労働部関係】

１、食料品のみ消費税を２年間限定で１％にすれば、外食業や農業者などの負担が重くなる。レジの入れ替えも混乱する。消費税は一律５％に減税することを国に要望すること。

２、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の中止を国に強く求めること。

３、埼玉県の 99％を占める中小企業を支援するため、中小企業の実態を直接よくつかみ「埼玉県中小企業振興条例」の具体化を図ること。

４、地域経済振興の具体策について、小規模事業者や個人事業主が利用できる制度を充実させること。

【農林部関係】

１、日本の主要な主食である米を守れ

①埼玉県は国に対して、コメの増産と少なくとも半年分 300 万トン以上の備蓄を行うよう強く求めること。

②県としてもコメを買い上げ、生活困窮者や学生などへの食糧支援に活用すること。また県として備蓄を行うこと。

③国内消費に必要のないミニマムアクセス米の輸入を中止するよう国に要請すること。

④米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立するよう国に要請すること。

⑤県としてもコメの減産政策をやめること。

⑥地球沸騰化の時代にあって米の高温障害への対策が重要になっている。対策として早生種の早植えが有効である。通水時期を早められるよう関係機関と調整をすること。

⑦高温障害が発生した際、特別災害に指定し、種苗代等の次期作支援を行うこと。

⑧農家に対しイネカメムシ防除のための薬剤費の補助を行うこと。

２、給食用パンの製造に適した県産小麦の開発に全力を挙げること。

３、畜産危機打開へ　抜本的支援を

①畜産農家が経営を継続できるよう、従来の枠組みにとらわれない抜本的な経営支援を行い、コスト上昇分を全額、補填すること。

②畜産経営を維持するため、コスト上昇分を価格に転嫁できるようにすること。生産者まかせにせず県が責任あるイニシアチブの発揮をすること。

③豚熱や鳥インフルエンザへの対策に万全を期すこと。

④自給飼料利用拡大事業について補助率１／２以内を維持・拡充すること。

⑤さいたま市の食肉中央卸売市場・と畜場の廃止は、埼玉県内の畜産農家や消費者にも影響大きな影響を及ぼす。さいたま市に対し、存続を強く求めるとともに財政的支援を行うこと。

４、猛暑によるミツバチの減少で果実の受粉が減少している。県としてミツバチの育成を行うこと。

５、狭山茶振興のために

①狭山茶ブランドの普及、宣伝に全力をあげること。

②茨城県のような抹茶製造ラインの設備整備への補助金を創設すること。
③煎茶の機器を使って抹茶を製造するという研究が始まっている。本県おいても研究すること。
④茶生産条件整備事業費について小規模農家でも使えるよう要件を緩和すること。

６、埼玉県主要農作物種子条例について
①稲、麦、大豆など主要穀物・作物の公共種子の育種、開発、保存、ジーンバンクを設立するなど、種子生産に関わる県の事業を後退させることなく、継続、発展させるため、県として相応しい予算・体制を継続的に担保すること。
②条例に基づく研究成果と次の計画について明らかにすること。
③廃止された主要農作物種子法の復活を国に求めること。

７、防ひょうネットの補助率を引き上げること。

８、公共施設や民間施設での県産木材の活用を基本計画段階から推進できるよう努めること。林業への更なる支援を図るとともに県産材の流通改善を図ること。

９、太陽光発電施設開発を規制するために林地開発許可基準は見直すこと。

１０、ナラ枯れ対策の森林病害虫等防除事業について、補助額の増と公有地への拡大、「民有地で永続的に樹林地であることを担保されていること」などの要件を緩和するよう国に求めること。

１１、世界農業遺産である落ち葉たい肥農法について、ナラ枯れ対策に取り組む農業者に伐採の財政支援を行うこと。伐採した木を活用できるよう支援すること。

１２、クビアカツヤカミキリへの対策について
①被害にあった農家等への経営支援を行うよう国に求めること。
②県独自の補助制度の創設すること。
③林業者に対し、伐採、薬剤、ネットの費用を補助すること。

１３、都市農業の振興のために
①見沼田圃における農業振興では、乱開発を規制しつつ、観光農園、市民農園、

福祉農園など、多様な農業の振興を図る。農業用道路、排水設備等、農業地としてのインフラ整備を図ること。
②都市農業地域では重い税負担が農家の最大の問題である。負担軽減を国へ強く働きかけること。
③見沼田んぼ内での米作りを促進するため１０ａ あたり５万円の「見沼田圃水田保全事業」制度を作ること。
④有機農業拡大のため、見沼田んぼの公有地を活用して新規就農した農家が持続的に安定して営農できるよう農地の団地化を行うこと。
⑤気候危機に対応した温暖化防止の実証（モリンガ等）を拡大すること。

１４、見沼代用水東縁沿川の環境改善を継続して行うこと。**また水辺周辺活用事業という補助事業を復活すること。**

１５、農業用水路の維持管理が猛暑と高齢化で大きな課題となっている。財政的支援を抜本的に拡充すること。

１６、有機農法の振興のために
①県営の有機肥料やバイオマスなど循環環境に適した施設をつくること。
②希望者が有機農業に従事できるよう、栽培技術、流通、販路の支援、補助金制度の創設など対策をとること。
③仮称「埼玉県オーガニックシティ」宣言にとりくむ市町村を支援する制度を創設すること。
④給食や地域の残菜を液肥とする設備や、玉ねぎなどを長期保存するための設備など、有機農業の支援となる設備に対する助成制度を創設すること。
⑤学校給食の献立表や給食だよりなどで食材の産地を積極的に明らかにしていく取り組みを推進すること。市町村立学校や特別支援学校の給食に月に１日でも「有機野菜の日」をつくること。
⑥有機農業について、国は２０３０年までに取組面積を約２．７倍、農業者を約３．２倍にするとの目標を掲げている。埼玉県でも目標をもつこと。
⑦県は有機農家の販路拡大を支援するため、スーパーマーケットなどの常設店への出品も支援すること。

１７、ゲノム編集食品について
①厚労省は、ゲノム編集食品のうち、遺伝子を切断したものについては、安全審査の義務付け、開発者からの届け出の義務付け、食品表示の義務付けもなく流通させるとし、消費者庁も遺伝子を切断した食品には表示を義務付けないこ

とを決定した。食品の安全を確保するため**表示を義務づけるよう**国に求めること。
②一部ではゲノム編集された稲、じゃがいも、トマトなどの育種開発も始まり、ゲノム編集されたトマトなどが一般流通されています。食の安全や生態系への悪影響を考慮し、埼玉県主要農作物種子条例に、ゲノム編集・遺伝子組み換え作物の育種、一般農地での栽培を規制する条項を設けること。

１８、農業ハウスの設置及び修繕の補助制度を創設すること。

１９、農業予算を早急に２％に引き上げること。

２０、県の職員体制強化を
①茶業研究所はじめ農林試験研究機関職員を増やすこと。
②農業革新支援担当者や農業普及支援員を増やすこと。
③家畜保健衛生所の３か所体制を維持すること。老朽化した中央家畜保健衛生所は東部地域に建て替えること。人員増で畜産農家をきめ細かく指導援助すること。
④イネカメムシ専門に調査研究する担当者を増やすこと。

２１、県は、農家への所得補償、価格補償を行うよう国に求めること。

２２、農業者の収入保険加入者への補助制度の創設を行うこと。青色申告者以外の農家も収入保険に加入できるよう国に働きかけること。

【都市整備部関係】

１、県営住宅について

①上尾シラコバト団地など建て替え時に、戸数削減を行わないこと。住民の転居・仮住まいに丁寧に対応すること。

②高齢者用・単身用・**障害者用**県営住宅を増やし、エレベーターを設置すること。

③ケア付き県営住宅の建設を促進すること。

④リフォーム後に入居する世帯が安心して生活できるよう、給湯器、風呂、換気扇、インターホン、網戸、ガス台など生活する上で最低限の付帯設備を据えつけること。

⑤高齢者の入居者に対し、バリアフリー化を行うこと。

⑥畳やふすま、壁のクロス、網戸など経年劣化したものについては県の責任で交換すること。

⑦建物の外壁やドア、手すりの塗り替えを計画的に進めること。

⑧高齢者が多く居住し、また現役世代も忙しい中で、団地敷地内の草刈りが住民の重い負担となっている。定期的な草刈りを県の責任で実施すること。

⑨若い世代に魅力ある県営団地となるよう、研究をし、若い世代の入居者を増やすこと。

⑩親から子への入居承継は、障害者や高齢者にくわえ、病気・失業なども認めること。

⑪期限付き入居制度について、期限中に６０才を超える場合は、期限なく入居を認めること。

⑫県営住宅への入居の際、保証人は不要となったが、連絡先の印鑑証明も不要とすること。

⑬自治会費や共益費の負担軽減のために支援を行うこと。

⑭空室部分の共益費は県が負担すること。

２、公園について

①スポーツ総合センター体育館・**多目的室へエアコン設置やバスケットゴールの修繕などの費用を県から補助すること。**

②スポーツ総合センターの競技場トイレの洋式化を行うこと。

③さいたま水上公園跡地の樹木の保全を行うこと。

④所沢航空公園の飛行機展示について、使わなくなった防災ヘリや民間航空機などの展示も行うなど拡充すること。

⑤公園などの樹木を管理する、市町村への財源の支援を行うこと。

３、通学路等の安全対策として危険なブロック塀を改善する場合の補助を行っている自治体に対し、県として補助を行うこと。

【企業局】

１、水道事業にウォーターＰＰＰを実施しないこと。

２、水道施設管理運営の民間委託について、民間委託は極力減らし、技術継承をはかること。

３、水道の広域化を推進しないこと。

【下水道局】

１、令和９年度からの国のウォーターＰＰＰの押しつけは撤回するよう強く求めること。県として実施しないこと。

２、下水汚泥堆肥化の実施にむけて下水汚泥堆肥のヒ素やカドミウム、水銀などの有害成分分析を行い公表しているが、PFAS（有機フッ素化合物）についても分析を行い公表すること。

３、下水道崩落事故に関わって

①国の重点調査箇所以外の箇所の点検も進めること。

②重点調査の結果緊急度Ⅰについては、早急に対策を完了すること。Ⅱについても早期に対策をすすめること。

③下水道管の大型化をもたらす流域下水道について、極力、分割を行い、合併浄化槽などへの支援を進め、リスク分散を図るよう、検討を行うこと。

【教育委員会関係】

１、少人数学級のさらなる拡充について

①国に先がけて中学校２年、３年にも３５人学級を導入すること。

②小学校全学年で３５人学級が実現したが、さらに３０人学級をめざすこと。

③高等学校に少人数学級を導入すること。

２、重大課題である未配置・未補充の一刻も早い解決を

①未配置・未補充状況を毎月調査し公表すること。

②臨時的任用教員に対し、未配置・未補充となっている学校名と人数を公表し、応募を促すこと。

③未配置・未補充をなくすために、新規採用者数を抜本的に拡充すること。

④産休予定者および育児・介護休暇取得者が休暇に入る月初めには、「先読み加配」として代替者の措置を拡充すること。

⑤産休者、病休者、育児、介護休暇取得者の代替者を措置できない場合には、総合教育センター県及び市町村教育委員会の指導主事を代替者として配置すること。県教育事務所などに代替者を一定数プールすること。

⑥**茨城県のように**定数内の臨時的任用教職員を本採用教職員に切り替えていくこと。

⑦同一校継続など臨任教員にも正規教員と同様に認めること。

⑧正規と比べて臨任教員の差別的な取り扱いは行わないこと。

３、県立高校統廃合は行わず、少人数学級をすすめること。

４、障害のある子どもたちの教育環境にかかわって

①知的障害はもとより、肢体不自由の特別支援学校の教室不足・過密解消のため計画的に学校建設を進めること。

②所沢おおぞら特別支援学校の敷地内に肢体不自由児の校舎を整備すること。

③川口市内に肢体不自由の特別支援学校を市と協力して設置すること。

④県立川口特別支援学校の増設工事にあたって、安全対策に特段の配慮をすること。学校活動や授業への影響とともに放課後デイサービスなどの送迎にも留意すること。

⑤県立視覚障害特別支援学校を複数設置すること。同校の視覚障害のある教員のための支援者を配置すること。

⑥特別支援学校の寄宿舎を増築すること。

⑦特別支援学校のスクールバスの密を解消し、乗車時間を短縮するためにスク

ールバスの増便をはかること。
⑧子どもたちの登下校時の安全を確保するため、中型車・大型車の場合は、介助員は原則２人配置すること。そのための財政措置を講ずること。
⑨医療的ケア体制充実事業（通学支援）について、利用希望がかなえられるよう財政を確保すること。その手続きを簡素化すること。福祉タクシー・訪問看護師の確保も支援すること。
⑩医療的ケア児に対し、保護者が授業中付き添わなくてすむようにすること。そのために看護教員等の増員を行うこと。看護教員の増員は定数外として算定すること。
⑪学校における訪問看護師の代理人の付き添いの手続きを迅速に行うこと。
⑫長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。
⑬バス乗り場に屋根を備えること。
⑭盲・ろう・知的特別支援学校の給食提供は、計画的に県直営にもどすこと。
⑮市町村立学校の軽度障害児やその疑いのある児童に対し専門的知識を持った教員や教育支援員を県費で複数配置すること。
⑯コロナ後遺症苦しむ子どもたちが教育からとりこぼされることがないように、それぞれの状況をよく聞き取り合理的配慮を行うこと。

５、学校の施設・設備について
①エアコン設置について
・県立学校の普通教室、体育館、特別教室、給食室、厨房に空調を設置すること。特に夜間定時制高校の給食室の空調設置を急ぐこと。
・設置・維持管理・電気料金の父母負担を早くなくすこと。
②子どもの安全を守るため、老朽化した校舎や体育館・プール・グランドなどの改修・補強・耐震化、雨漏り対策、トイレの改修等を早急にすすめること。各学校からの要望をていねいに聞き、緊急性の高いところから順次進めること。
③小中学校の洋室トイレ設置促進のために市町村に助成すること。

６、不登校対策について
①不登校は心が傷つき休息が必要な状態。不登校対策は子どもの心の傷への理解と休息・回復の保障を基本据えること。
②不登校特例校は、東西南北など複数設置すること。どのような施設を作るのかは、モデル事業を複数行う・全国の例を研究する等丁寧に検討すること。
③不登校生徒支援教室「いっぽ」は、学校復帰率や進学率、登校率など数値目標を設定せず、生徒の意向を尊重して運営すること。
④市町村の**校内別室・教育支援センターなどの**不登校児童・生徒の居場所づく

りを進めること。全国の優れた事例を研究し、広げること。

７、いじめ重大事態調査と被害者支援について
①調査過程の全議事録を被害者側に開示すること。
②第三者委員会の利益相反を禁止するルールを整備すること。
③寝屋川市のような教育委員会とは別の調査委員会をつくること。
④被害者側が「再調査」を求めた場合、自動的に第三者機関による再調査を実施する仕組みを作ること。
⑤加害者特定を調査報告書の必須記載事項とすること。
⑥不登校が３０日以上に及んだ時点で自動的に「重大事態」として県が関与する仕組みを導入すること。
⑦被害者家族に対する転校費用や心理ケア費用等への経済的支援を行う制度を創設すること。

８、県学力・学習状況調査は廃止すること。

９、高校における演劇鑑賞教室への支援強化を行うこと。

１０、科学的な根拠にもとづき発達に即した包括的性教育を、公教育に導入すること。

１１、子どもたちや保護者を心身ともに支えるために
①小中高すべての学校に養護教諭を複数配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもそれぞれの学校に一人ずつ配置すること。
②メンタルヘルスに関する教育を行うこと。

１２、校則見直しは生徒の意見を尊重し、定期的に行うよう学校を指導すること。

１３、県立高校の男女別学の解消については、基本的に共学化をすすめること。中学生などの意見をよく聞き、拙速を避け進めること。

１４、外国にルーツのある子どもたちへの支援について
①在籍学級に日本語支援員を配置している市町村を支援すること。
②ポケトーク、子どもの母語の教材などを整備すること。
③日本語教室用の教室が一つしかなく、２つのグループが同時にその教室を使

っているなどの状況がある。学校事務費とは別枠の日本支援事務費補助などを創設し、教室を仕切れるようにすること。

１５、公立夜間中学について
①生徒の個別の事情に柔軟に対応できる教育が可能となるよう予算を確保し教員を増やすこと。
②他の市町村にも設置すること。特にさいたま市の設置を検討すること。
③各市町村との調整に県が責任を果たすこと。
④自主夜間中学や先進自治体など長年の経験を活かすこと。
⑤夜間中学の周知や希望する全ての人々への広報など県として支援すること。

１６、原爆の恐ろしさを後世に伝えるためにも積極的に被爆者を招き、被爆者が体験を語る取組を学校教育に取り入れこと。

１７、部活動の地域移行について国からの補助がなくなり保護者負担が発生することから、財政的支援を行うこと。

１８、防衛省から「まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書２０２４年～」の冊子を、学校で配らないこと。

１９、給食センターなど教育施設の老朽化に伴う大規模改修や建て替えのための補助制度を充実されること。

２０、放課後子ども教室の予算を増やすこと。

２１、ランドセルの背中につける冷却材など、補助している自治体に対し補助すること。

２２、県立美術館について収蔵品の充実のための予算を増やすこと。収蔵スペース確保に全力をつくすこと。

２３、芋街道沿いにある県有地の活用について、さんとめの木材を使ったベンチや遊具などを置いて公園とすること。世界遺産落ち葉たい肥農法を知らせる看板を設置すること。

【県警本部関係】

１、警察署・交番・駐在所について

①小鹿野署の秩父署への統合計画は撤回すること。

②駐在所・交番など施設削減は行わないこと。

③要望のある場所に積極的に設置すること。増設のためにも警察官増員を国に要望すること。

２、警察署および免許センターにおける運転免許証の更新時をはじめとするあらゆる手続きにおいて窓口における現金払いを復活すること。

３、ゾーン３０やゾーン 30 プラスをさらに増やすこと。ゾーン 30 プラスの実施にあたっては住民参加の取り組みを広げること。

４、道路交通法施行令改正によって、中央線のない道路の法定速度が６０キロから３０キロに変更された。３０キロ規制を着実に実施するため**要望のあるところについて「３０キロ」の**標識を設置すること。

５、従来の運転免許の新規取得、更新時の手数料を元の金額に戻すこと。

６、交通事故防止のためにも、横断歩道の整備、信号機の設置予算を大幅に増やすこと。

＜具体的には＞

〇県道３０３号線の旧星宮小学校付近の皿尾交差点の信号機が撤去された。正面衝突事故も起きていることから信号機を設置すること。（行田）

〇次木杉戸線では、国道４号線に接続する清地交差点及び県道松伏春日部関宿線に接続する椿交差点、境杉戸線では、国道４号線に接続する境県道入口交差点において、右折信号をつけること。（杉戸）

〇市道仁志町領家町線の西川口地区の信号設置など安全対策を進めること。（川口）

〇県道さいたま越谷線の昭和橋交差点について右折帯等の設置をおこない鳩ヶ谷駅方面への右折渋滞を解消すること。（川口）

〇川口市視力障害者福祉協会からの要望の音声信号設置を進めること（川口）

〇狭山市内、新富士見橋を１６号方面から渡った交差点に右折信号をつけること。（狭山）

７、痴漢対策の強化を行うこと
①新生活が始まる４月や受験シーズンに痴漢取り締まりの強化を行うこと。
②被害の聞き取りにあたっては訓練を積み、２次被害を防ぐこと。
③女性警官を増やし、同性警官が事情聴取を行えるようにすること。

【県土整備部関係】
１、建設職人確保について
①県の発注工事現場でも、越谷市のように現場労働者の賃金を把握すること。
②週休２日制の現場を広げること。月給制ではなく、日給払いの場合、週休 2 日では、実質的な給与減少になっている。公共工事の完全週休２日を実施するため、公共工事での土曜閉所分の割り増し賃金補てんや労務単価の上乗せ補てんを行うこと。土曜日だけでなく、祭日も休めるよう、県としての取り組みを進めること。
③ＣＣＵＳ(建設キャリアアップシステム)を活用した魅力ある建設産業にしていくため、県の多くの公共事業でモデル工事をおこなうこと。
④県土整備部がおこなっている重層下請け是正の取り組みをすべての公共事業に広げること。

２、県管理河川について
①土手上の道路の除草を環境に配慮しつつ行うこと。その回数を増やすこと。特にサイクリングロードは自転車と歩行者が行きかうため除草の頻度を増やすこと。
②水害を防ぐため、河川整備とともに、頻繁に浚渫し、ゴミ・ヘドロを撤去すること。

〈河川にかかわる市町村から要望事項〉
○芝川（旧芝川）・竪川・緑川・綾瀬川のヘドロ対策・水質浄化などで、緑化・親水事業の促進を図ること。(川口)
○芝川・鴨川・鴻沼川・綾瀬川など汚れが激しい河川について、浚渫などの浄化対策を促進すること。(さいたま市)

３、県道等の整備について
①歩道の整備等を進めること。
②県道の草刈り予算を増額し、草刈りの回数を増やすこと。
③県道の冠水対策として貯留池をつくるなど改善策をすすめること。排水路や用水路の浚渫をすすめること。
④三芳スマートインターチェンジがフルインター化され、大型車両も通行可能となった。交通量調査を早急に実施するとともに、周辺の県道整備を進めること。
⑤国道１４０号の大滝トンネルの安全に配慮しつつ早期完成を目指すこと。
⑥県道７２号線秩父市久那の崖崩れについて防止対策を早急に行うこと。

⑦県道の白線引き直しを強化すること。
⑧県道は歩道の街灯をつけないことになっているが、暗すぎる。歩道にも街頭をつけること。
⑨身近な生活道路の老朽化に伴う修繕への助成を行うこと。
⑩住民の意向を生かした生活道路の整備・交通安全対策をはかること。

＜道路にかかわる市町村の要望＞
〇県道（さいたま幸手線・下高野杉戸線・次木杉戸線）の歩道整備を促進すること。(杉戸)
〇県道越谷川口線の赤山周辺地域（SR 新井宿駅～首都高速川口線下赤山交差点まで）の歩道拡幅を進めること。(川口)
〇県道越谷川口線の桜町小学校前歩道は高低差が激しいので改善をすること。(川口)
〇県道さいたま鳩ヶ谷線、石神１１９４以降戸塚地域方面にかけて近隣小学校への通学路であるが、歩道の確保等道路整備をすすめ安全確保をはかること。(川口)
〇安行地域の県道金明町鳩ヶ谷線の歩道の確保及び整備に努めること。(川口)
〇蕨陸橋下・芝新町に設置してある通路は人と自転車が通り抜けできるが歩行者にとって危険なため安全対策を早急におこなうこと。(川口)
〇芝川沿いのサイクリングロードについて（川口）
・転落防止のためにも植栽がとぎれないよう点検・整備すること。
・ベンチの設置をはかること。
〇見沼代用水沿いの道で、生活道路となっている部分に街灯をつけること（蓮田）
〇国道 407 号天神橋から県道 271 号線滑川にかかる橋までの間の除草を行うこと。(東松山)
〇深谷駅近くの高崎線と寄居県道との交差する箇所について、高崎線の線路上の段差の解消と歩道の整備を行うこと。(深谷)
〇県道 62 号線　地方道深谷寄居線　住所　深谷市西島 5 丁目　第四寄居街道踏切付近の歩道整備を急ぐこと。(深谷)
〇県道 45 号線　新戒地域の県道を早急に拡幅すること。(深谷)
〇県道成塚中瀬線の道路整備　成塚 115 地先から成塚 213 地先の間の道路用地の買収と道路整備を急ぐこと。(深谷)
〇神保原駅北の県道神保原停車場線の早期拡幅と歩道の整備を早急に行うこと。(上里)
〇東武野田線武里周辺での立体交差化に向け早期に着工すること。(春日部)

〇県道鯨井佐山線は歩道が狭く片側のみで、早期に整備すること。（狭山）
〇県道中新田・入間川線は、交通量が多いうえに、入間川東小と中央中学校の通学路として利用されている。早急に拡幅すること。（狭山）
〇国道１６号線の狭山市内で白線が消えていて、危険な個所が数か所ある。特に、上奥富北の交差点から狭山消防署前あたりまで、早急に白線を引き直すこと（狭山）
〇野田街道の歩道の改善整備、バス停から病院への路線は特に優先して整備をすすめること。（松伏）
〇野田橋から築比地に向かう県道の拡幅と歩道整備が遅れている。早期の完成を目指すこと。（松伏）
〇県道５５号線の西所沢駅踏切から高橋交差点までの道路拡幅を進めること。（所沢）
〇境橋（県道東京平方線・葛西用水）を拡幅し、歩道を確保すること。（八潮）
〇県道越谷野田街道の寿橋から野田橋までの間の停止線や横断歩道の引き直しを行うこと。（松伏）